

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第九号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、七五三人」を「四、五〇三人」に改める。

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第二条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一六〇人」を「一五〇人」に改め、同条第二号中「一、一〇六人」を「一、〇七〇人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第三条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、三六三人」を「五、三四四人」に改め、同条第二号中「一五、一六一人」を「一五、〇四八人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第四条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、〇四四人」を「五、〇六九人」に、「三二七人」を「三二八人」に、「一、四七三人」を「一、四八〇人」に、「一、五二四人」を「一、五三二人」に、「一、五七〇人」を「一、五七九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。